

出席、職場改善への助言、メンタルヘルス体制への参画、疾病からの復職判定などなど、その内容は多岐にわたります。そして、ストレスチェックの面接医をお願いすることとなります。産業医の先生はどの程度、仕事をしておりますか。

ストレスチェックを機会に、産業医と今後の業務内容について、一度ご相談いただければと思います。付け加えさせていただければ、業務見直しの際には、コストの検討もお願いできますと幸いです。(時間に対するコストで考えていただければありがたいです)

さて、産業医の職務ですが、その大きく、かつ重要な業務は、休職や復職への面談、助言となります。疾病で休む社員と、休みにより周囲が疲弊する部署、そして企業の損失と、いずれも良い話ではありません。双方にとって、「不利益」が発生します。産業医は、その間で、双方の「不利益」を少しでも少なくすることが重要と考えます。社員に対しては、心身の状況を把握し、主治医と連携をして休職のタイミングを見極めること。さらに、復職後の経過観察を行い再発防止を支援することとなります。結果、再発による休職期間の延長を防ぎ、企業の不利益も最小限にすることを試みます。さらに、私たちは患者さんの「訴え」を聞き、できるだけ対応をします。その「訴え」を社員、企業の両方から「聞き取り」、できるだけの支援をすることが使命と考えます。

労働衛生コンサルタント 福本 正勝 氏

【プロフィール】

医師免許 1989年5月

労働衛生コンサルタント 2009年3月合格 2011年1月登録

社会福祉法人長岡福祉協会 首都圏事業部介護老人保健施設 新橋ばらの園施設長

日体柔整専門学校 公衆衛生学 講師 (非常勤)

日本女子大学大学院 人間科学部社会福祉学科 講師 (非常勤)

東京福祉大学 講師 (非常勤) 労働安全衛生法、労働衛生学担当

海外勤務者健康管理全国協議会 (幹事)

日本宇宙航空環境医学会(評議員)

日本産業衛生学会(代議員、全国産業医部会幹事、関東地方会幹事、関東産業医部会部会長)

日本人間工学会 (代議員)

日本循環器心身医学会 (評議員)

日本衛生学会(評議員)

┌───┐

| 2 | 大槻事務所スタッフのおすすめの〇〇 (第49回目)

└───┘

【ゆるゆるレベル2】

腰痛や膝痛をお持ちの方には、プールはいかがでしょうか・・・泳げる方はもちろん自分のペースで泳いでいただき、泳げない方はスイムウォーキングやアクアビクス等もあります。

私は学生時代から水泳をやっていたので、今も仲間と週に1回ほど泳いでいますが、練習の合間にウォーキングコースでのんびり呼吸を整えたりしています。

アクアビクスは経験がないのですが、水中は浮力があるので腰や膝への負担が軽く、陸上での運動は無理でも水中ならできる方も多いようです。

水着に抵抗がある方もいらっしゃると思いますが、今は水着の種類も増えていきますし、デザインも豊富なので水着のオシャレを楽しんでみてください。

【ゆるゆるレベル3】

運動は苦手だけど健康のために何か、という方には、毎朝NHKで放送されているテレビ体操（Eテレ6:25~6:35）はいかがでしょうか・・・「みんなの体操」と「ラジオ体操」に「ワンポイントレッスン」もあり、2か月ごとに内容が更新され、また曜日によっても違う体操をするので、体全体バランスよく運動ができます。

朝の10分間は忙しくてという方も多いと思いますが、年を重ねてくると、毎日少しずつの運動が大切だと感じています。ご飯を食べるように、歯を磨くように、毎日の生活のリズムに組み込んでしまえば意外と続けられますよ・・・ぜひ試してみてください。

今回は私の経験を元におすすめしてみましたが、楽しく体を動かす方法は他にもたくさんあります。ご自身にあった方法を見つけ、いくつになっても健康で元気な毎日を送りましょう。

若い方も他人事と思わず、まずは皆さん、通勤時の1駅前下車ウォーキングや階段利用のように、できることから少しずつ始めてみませんか。

【大槻事務所だより】

| 今月のテーマは ワーク・ライフ・バランス特集②

『休み方改革』 はじめよう！です。

| URL: http://www.otuki.org/p_otsukidayori/pdf/vol90.pdf

.....

最近のメディア情報をまとめました！

.....

■
【大槻 智之（オオツキ M 代表 大槻経営労務管理事務所 代表）】

■
フジテレビ ノンストップ

2016年5月13日（金）OA 若手社員の褒め方・叱り方

<http://otuki.org/index.php?act=20160513>

■
「不本意」な非正規社員の満たされない現実～望んでも正社員になれない人を減らせるか
東洋経済オンライン <http://toyokeizai.net/articles/-/106718>

■
会社に忍び寄る「LINE いじめ」の実態

THE21 オンライン（PHP 研究所）<http://shuchi.php.co.jp/the21/detail/2909>

■
同一労働同一賃金なんて本当に実現できるのか？格差解消の切り札というのが課題は山積みだ

東洋経済オンライン <http://toyokeizai.net/articles/-/114328>

■
「退職金」知っておいて損はない基本中の基本 ～大手と中小で差は1,000万円超、ゼロの会社も～

東洋経済オンライン <http://toyokeizai.net/articles/-/125958>

■
「長時間労働で高まる社名公表リスク」

納税通信 第3430号（エヌピー通信社）<http://otuki.org/index.php?act=20160720>

■

ラジオ JAPAN FM NETWORK 「サードプレイス」 3月31日(木) AM5:30～

http://www.jfn.jp/News/view/place_sp/37301

【丸島 和恵 (大槻事務所 人材開発事業部 執行役員)】



「女性活躍推進法」について

第1回 法案の背景と女性活躍の現状の把握～4つの基礎項目+21の選択項目

第2回 女性活躍推進を徹底解説！課題分析・行動計画策定・労働局届け出

第3回 女性活躍の状況は情報公表が義務！認定制度・助成金も解説

HRプロ http://otuki.org/index.php?act=media_hr



ROLA2016年9月号

新潮社 <http://www.shinchosha.co.jp/rola/>

【武澤健太郎 (大槻事務所 労務コンサルティング事業部 執行役員)】



給与が減ったと思ったらこの表を見よ (4～6月に働き過ぎると給与手取りが減る)

東洋経済オンライン <http://toyokeizai.net/articles/-/116280>



意外と知らない「自分の時給」はこう計算せよ

～時間単価を知れば働き方、納得感が変わる～

東洋経済オンライン <http://toyokeizai.net/articles/-/122624>

【その他】



月刊人事マネジメント 2016年3月号

戦略ノート「働き方激変時代の人事対策～転換期の重要トピックと求められる対応指針～

<http://otuki.org/index.php?act=20160308>

執筆担当者

NO.1 総論：変わる人事労務環境

大槻智之

NO.2 スマホ時代の労務管理

大槻智之

NO.3	ブラック企業と呼ばれないために	大槻智之
NO.4	増加する個別労使紛争に備える	大槻智之
NO.5	ハラスメント問題への対応	土井裕介
NO.6	マイナンバー制度への対応	田辺英昭
NO.7	ストレスチェック制度義務化への実務対応	薄井崇仁
NO.8	採用困難時代に立ち向かう	大槻智之
NO.9	女性活躍推進法への対応	丸島和恵
NO.10	外国人労働者活用のポイント	武澤健太郎
NO.11	シルバー人材をどう活用するか	和賀成哉
NO.12	改正労働契約法「5年到来」に備える	和賀成哉
NO.13	介護離職によるコア人材流出を防ぐ	和賀成哉
NO.14	改正労働者派遣法の影響と留意点	丸島和恵
NO.15	社会保険適用拡大の動向と企業側の留意点	武澤健太郎

◆大槻事務所 年金プロジェクト

わかりやすい公的年金（平成 28 年版）の監修をしました。

（東京海上日動・東京海上日動あんしん生命）

<http://www.otuki.org/index.php?act=20160812>

【執筆者】 大槻事務所 労使関係研究会

Q: 弊社では、日々の労働時間を15分単位で切り捨てて時間外割増賃金を計算し支払っております。先日、従業員Aより日々の労働時間は1分単位で計算し時間外割増賃金を支払わなければ法律違反ではないかと問い合わせを受けました。弊社の取り扱いは誤っているのでしょうか。

~~~~~

**A:** 日々の労働時間を15分単位で切り捨てて時間外割増賃金を計算し支払うことは認められておりません。日々の労働時間については、たとえ1分であったとしても集計しなければなりません。

なお1か月の時間外労働時間を計算する際は、1時間未満の端数が生じた場合に、「30分未満の端数を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げる」といった

処理を行うことは、常に労働者の不利になるものではなく、事務簡便を目的としたものとして、認められています（S 6 3 . 3 . 1 4 基発1 5 0号）。

---

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>

□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□

◆編集後記

台風が過ぎ去り、少しずつ秋を感じる季節になってきました。秋というと〇〇な秋を連想しますが、皆様はどんな秋を連想されますか。私は「食欲」に走りがちなのでおすすめにあるように身近にできる運動から始めよう思います。また、先日からプロテニスの全米オープンが始まりました。リオデジャネイロオリンピックでの錦織選手の活躍がまだ記憶に新しいですが、流れに乗って新たな歴史を作ってほしいです。

-----

編集 発行 : 社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 土井 裕介  
問い合わせ : このメルマガ E メールアドレスは送信専用です。お問い合わせは下記の URL にてお手続きをお願いいたします。↓↓

[https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form\\_otsuki/index.php?act=form\\_contactus](https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otsuki/index.php?act=form_contactus)

Web サイト : <http://www.otuki.org/>